

令和 6 年度第 3 回勝浦警察署協議会

1 開催日

令和 6 年 1 2 月 1 7 日（火曜日）

2 開催場所

勝浦警察署

3 出席者

・協議会委員 6 人 ・警察署 9 人

4 業務報告

（1）闇バイト・強盗対策について

（2）自転車に関する道路交通法の改正について

5 警察署からの諮問事項

【諮問】違法駐車取締り活動方針について

【答申】なし

6 委員からの要望・意見等

（1）意見：SNS を利用した闇バイトについて

鍵をかけていようが、防犯カメラがあろうが関係なく、どこにいても誰もが襲われる可能性がある非常に凶悪な事件ですが、勝浦署で対策や地域住民への呼びかけ、パトロールなど対策について教えてください。

また、大学生はもちろんのこと、スマートフォンを持ち始める世代や高齢者に対する啓発活動もお願いします。

回答：当署では夜間帯を中心に、管内の警戒を重点的に行っているほか、犯行に使用するガムテープ等を購入するコンビニ店に対し、不審者が来店した際の積極的な 1 1 0 番通報を依頼しています。

また、闇バイトに応募する年齢は 1 0 代から 2 0 代が約 8 割を占めることから、管内にある全ての中学、高校、大学に対しポスターの掲示を依頼するとともに、全学生に対して本日の講話内容を使用しての教養を依頼しています。

他にも、行政から高齢者の集会等の情報を入手し、把握した集会等には積極的に参加し、戸締まり等の防犯指導のほか、有事の際の速やかな 1 1 0 番通報等と呼びかけています。

スマートフォンは早い子であれば小学生から持ち始めるので、本部少年課と

連携し、管内の小学校、中学校でのネット安全教室を実施しています。

基本的には学校からの要請に応える形になりますが、要請があれば必ず実施しています。

(2) 意見：ゴミステーションについて

興津駐在所の建設予定地は現在粗大ゴミや不要電池集積所として使われている。

駐在所の移転場所について市との協議内容を聞かせて頂きたい。

回答：興津駐在所の移転候補地にあります「粗大ゴミ置場」や「不要電池集積所」の今後の移転先につきまして、勝浦市役所財政課は、地元の皆さんの要望する場所に設置したいとのことであります。

検討に際しては、

- ・ J R 上総興津駅に隣接し、観光客等にも分かりやすい場所であること
- ・ 現在の駐在所より広い敷地面積を有すること
- ・ 賃貸契約がスムーズに行える勝浦市管理の土地であること

などを念頭に、地元区長の意見もいただきながら、市と協議し、現在の候補地に決定となったものです。

(3) 意見：地域住民の防災・防犯意識について

1月の能登震災もあり、今後の備えに意識が必要と考えています。

11月10日の防災訓練で気になったことですが、訓練参加者の少なさが気になり、防犯意識も同じ状態ではないかと危惧しています。

回答：防災関係については11月10日、大多喜町主催の防災訓練の参加者は約250人でした。

10月27日、勝浦市の津波対応訓練の参加者は沿岸部を中心に約2000人でした。

当署では、移動交番、勝浦駅の電光掲示板を活用した広報活動を1月の防災とボランティア週間、4月の危機管理週間、9月の防災の日、11月の津波防災の日を中心に実施し、防災意識向上を図っています。

引き続き、市、町、消防と連携して住民の防災意識向上について、積極的に気を配っていきたいと思います。

防犯関係については、積極的に高齢者が集まる機会を把握するようにしており、その集まりで防犯講話の機会を設けてもらい、例え短時間であっても防犯意識の向上に向けた講話を実施しています。

また、地域課の移動交番でも様々な防犯講話を実施しています。

(4) 意見：落書きの清掃について

興津海岸の看板や、防砂用のネットにスプレーで書かれた落書きがありました。

書かれたのはだいぶ前のことと思いますが、このような落書きを発見した場合、勝手に掃除をしていいのか、対応策を教えてください。

回答：落書きは器物損壊罪に該当する犯罪です。

消すにあたり所有権や管理権の問題も出てきますし、場所によっては行政での対応が必要になります。

大分前とのことで、行為者や時期の特定が難しいところもあるかもしれませんが、消す前に警察に連絡をして頂きたいと思います。

(5) 意見：年末年始の警戒について

年末年始にかけてお酒の会合が増えてくる時期です。

飲酒運転の取締りだけがクローズアップされがちですが、騒音やケンカ、酔っ払いの保護などのトラブルにも気を配って頂きたいと思います。

また、警察官ご自身の不祥事が出ないようくれぐれもお願いします。

回答：12月10日から年末年始特別警戒を実施しており、犯罪抑止や交通事故防止のため各種対策を強化推進しています。

警察官の不祥事防止については、機会あるごとに教養していますが、警察官としての職責自覚や清廉で堅実な生活態度の保持を徹底させるため、継続して教養していきます。

(6) 意見：パトロールのお願いについて

闇バイトの強盗事件のニュースをよく聞き、チラシの配布などの啓発活動や年末年始の繁忙期で大変だと思います。

また、年末年始特別警戒や取締りも行われる時期となり、寒くなる大変な時期だと思いますが、地域を見守る地域の警察官として市民町民のために夕方の交差点や市町内各所の街頭パトロール、警戒をお願いします。

回答：管内の事件事故発生状況を把握した上で、昼夜を問わないパトカーによるレッド走行、登下校時間帯の見守り活動や街頭監視を継続して推進していきます。

(7) 意見：高齢者マークの掲示について

先日、免許更新時に高齢者講習を受けた際、「70歳以上は高齢者マークを付けましょう」と言われましたが、初心者や障害者マークとは違って取り付けない人が多いと思います。

私は、運転に自信がなくなったら付けようかと思いますがいかがでしょうか。

回答：道交法では、70歳以上の運転者が普通自動車を運転するときは、高齢者マークを車体の前面と後面の所定の位置につけて運転するように努めなければならないと規定されています。

つまり、努力義務となっていますので、罰則はありませんが、表示するようお願いします。

初心者マークや高齢者マークを表示して運転している普通自動車に対しては、周囲の車は安全に走行するよう配慮する「保護義務規定」が適用されます。

そのため、マークを表示した車に無理な割り込みや幅寄せすると、違反になります。

年齢が高くなると判断力や身体能力が徐々に衰え、以前のように運転することができなくなってしまい走行中に突然、身体に異常が起きることもありますので、このような場合に高齢者マークを表示することで、他の車のドライバーに高齢者が運転していると知らせることができ、高齢者に配慮した運転をしてもらいやすくなるため、積極的に表示してください。

7 答申等に対する措置結果

なし

8 その他

本会議に先立ち、新任の委員に対する委嘱状交付式を行った。